

令和4年度埼玉県電気自動車等導入費補助金交付要綱実施要領

1 趣旨

埼玉県電気自動車等導入費補助金の交付については、埼玉県電気自動車等導入費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。

2 電気自動車等

要綱第3条別表1において、車載コンセント（AC100V／1500W）から電力を取り出せる機能を有する電気自動車等にあつては要件（1）を満たすものとする。

3 交付申請期限

要綱第6条に基づく知事の定める期限は、令和4年12月21日から令和5年3月20日とする。

4 注文書、発注書、売買契約書の写し、リース契約書等の日付

要綱第6条別表4の提出書類の注文書、発注書、売買契約書の写し、リース契約書等の日付は令和4年10月14日以降とする。

5 補助事業の着手日

要綱第6条に規定する別表4（1）電気自動車等に係る提出書類（3）の日付が令和4年10月14日から令和4年12月20日の期間である申請にあつては例外として別表5の補助事業の着手日、要件（3）について適用を除外する。

6 実績報告書の提出期限

要綱第15条第2項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了（補助事業の中止の場合を含む。）の翌日以後、60日以内又は令和6年2月28日のいずれか早い期日までとする。

附則 この要領は、令和4年11月28日から施行する。